

第 2 回
呉市・下蒲刈町合併協議会
会 議 録

(平成14年4月25日)

呉市・下蒲刈町合併協議会

第2回呉市・下蒲刈町合併協議会会議録

と き 平成14年4月25日(木曜日)

ところ すこやかセンターくれ

出席委員

(呉市)

小笠原 臣也

川崎 初太郎

赤松 俊彦

岩原 棕

荒川 五郎

中田 清和

石崎 元成

岩城 公順

吉井 光廣

三戸 光子

(下蒲刈町)

竹内 弘之

杉原 裕

花浦 照広

船田 孝敏

船田 信義

蔦村 正勝

竹内 美智三

宇都宮 杉三

伊豆本 悦子

出席顧問

加賀美 和正

説明員

新谷 昌弘

中本 克州

佐々木 寛

柴村 隆博

香川 逸志

会議に付した事件

(協議事項)

- 協議第 3号 合併の方式について
- 協議第 4号 合併の時期について
- 協議第 5号 財産及び公の施設の取扱いについて
- 協議第 6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 7号 農業委員会の取扱いについて
- 協議第 8号 地方税の取扱いについて
- 協議第 9号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第 10号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第 11号 行政組織機構の取扱いについて
- 協議第 12号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第 13号 使用料・手数料等の取扱いについて
- 協議第 14号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第 15号 各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて
- 協議第 16号 町字名の取扱いについて
- 協議第 17号 慣行の取扱いについて
- 協議第 18号 新市建設計画について

午前10時 開 会

中本事務局参事 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席賜りありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

開会に先立ちまして、本協議会の会長でございます小笠原臣也呉市長よりごあいさつをいただきたいと存じます。

小笠原会長、よろしくお願いいたします。

小笠原会長 皆さん、おはようございます。

きょうは皆様方、大変お忙しい中、本協議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

去る4月4日に本協議会を設置させていただきました。本日は2回目の協議会開催ということになったわけですが、これからがいよいよ本格的な実質的な協議ということになってまいりますので、私といたしましても、一層責任の重大さと、そしてとにかく合併を期にすばらしい新たなまちづくりに取り組んでいかなければいけないという決意を新たにしておるところでございます。

さて、本日は、合併協定項目の中の合併の方式でありますとか、あるいは合併の

時期等の基本項目について御協議をいただくわけですが、いずれも極めて重要な基本的な項目になるわけですから、どうかいろいろと率直な御意見をいただき、慎重に協議をしていただきますよう心からお願いを申し上げます、ごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

中本事務局参事 ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、これからの議事の進行につきましては、小笠原会長にお願いいたしたいと存じます。

小笠原会長、よろしくお願いいたします。

小笠原会長 それでは、議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまから第2回呉市・下蒲刈町合併協議会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、岩原委員と花浦委員を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

本日の議事に入ります。

協議第3号合併の方式についてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、第2回呉市・下蒲刈町合併協議会協議事項、資料編がありますので、これに基づきながら説明させていただきます。

協議事項の1枚はぐっていただきまして、4月4日に第1回の協議会を開かせていただきまして、今後の合併にかかわる協議事項ということで一覧を提案させていただきました。その中で、本日は合併にかかわるの基本的な項目につきまして、委員の皆さんに提案させていただきながら、1つずつ協議していきたいと思っております。それで、その中で方向性を決めていただけたらと考えております。

それでは、1ページ目の1番目、協議第3号合併の方式でございますけれども、合併特例法には編入合併または新設合併ということがございます。合併の形態によりましていろいろな取扱いが違ってくるということでございます。

それで、呉市及び下蒲刈町の現状、人口等、世帯等につきましては下の表にあるとおりでございます。それと、両市町の歴史でございますけれども、呉市は明治35年に4町村が合併しまして市制を施行しました。以後、7町5村の12団体での合併によりまして現在の呉市があるわけでございます。下蒲刈町につきましては、昭和37年に町制を施行しまして、現在に至っているところでございます。御存じのように、平成12年には安芸灘大橋が開通しまして、呉市との結びつきがさらに強まっているところでございます。

それで、合併の方式につきましては、事務局案として、安芸郡下蒲刈町を廃しその区域を呉市に編入するものとするということで、提案させていただきたいと考えているところでございます。

以上、事務局の案として提案させていただいております。

それと、別紙資料につきましては、ページ1に市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法の概要等、それから別紙資料2に、今さっき言いました編入合併と新設合併による、合併の形態による相違点の資料を入れておりますので、参考

にさせていただきたい思っております。

以上、調整、事務局案として編入合併とするということをお願いしたいということでございます。

以上、御審議のほどをよろしくお願いします。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして、御質疑なり御意見があればお願いいたします。

何か、下蒲刈町の皆さんの方から御意見、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 特に御質疑なり御意見がないようでございますので、本件につきましては、委員の皆様のお承認をいただいたものとして決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、さように決定させていただきます。

続きまして、協議第4号合併の時期についてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 1枚はぐっていただきまして、ページ2ページでございます。2番目の合併の時期でございます。

合併の時期につきましては、特に定めはございませんけれども、昭和の大合併以降、4月1日の合併が一番多くなっております。そのほか、議員の任期あるいは首長、市町村長の任期等に合わせて合併の日を決めているところが多くございます。最近の合併の市町村の事例ということで、新潟市あるいは潮来市、大船渡市、さぬき市の合併の時期を入れております。

それで、いろいろな予算編成とか人事等を考えまして、あるいは議員の不在期間をできるだけ少なくしたいという思いもございまして、事務局案としては平成15年春ごろを目標に両市町で協議してその期日を決定することになりますが、両市町議会での合併議決後から合併までの移行準備期間等を総合的に判断しますと、この平成15年4月1日が適時期と考えておるところでございます。

以上、案として提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

小笠原会長 ただいまの説明に、御質疑なり御意見があればお願いをいたします。

これについては今説明がありましたように、任意の合併協議会の段階から、15年春ということで大体意見一致をしながら、法定協議会で正式に決めようということになっておったわけでございますが、いろいろやはり考えた場合、広島県の例では、今一番早いのが福山市と新市町が来年の2月1日という日を目指して進めておるようでございます。それから、廿日市と佐伯、吉和、これが15年3月1日というこ

とで進めておるようでございますが、最終的にそうなるかどうかはまだわかりませんが、一応そういう目標で進んでおるようでございます。

ただ、やはり年度途中の合併ということになりますと、補正予算を組んだりいろいろと事務的に難しい面等がありまして、地方自治体の会計年度というのは3月31日で終わって4月1日から新年度が始まるという形になっておりますもんですから、それと先ほど説明いたしましたように、今から県の手続、国の手続というものを考えた場合、さかのぼって考えますと、もう4月1日でもかなりハードなスケジュールということになるわけで。今申し上げましたように、それらを総合判断をして、一応4月1日がそこに調整方針、協定案と書いてありますけれども、15年4月1日が適当ではないかということで提案をさせていただいておりますが、よろしゅうございますか。質疑、御意見ございませんか。

ないようでございます……、はい、どうぞ。

赤松委員 4月1日ということで皆さん御意見がない。で、ちょっと事務局の方に、資料3で4月1日の合併ということで今後進めていくときに、市議会の手続でありますとか県議会への手続、あるいは総務省への届け出という手続等々を要しないと、合併、正式に決まらないということでございますので、ちょっとそこら辺が今後どんな感じの日程が想定されるのかというのを、想定で結構なんでちょっと教えていただければと思うんですが。

佐々木事務局次長 はい、わかりました。

一応法定協議会でいろいろ御審議をしていただきまして、スケジュール的には8月の月上旬に合併の両市町の調印をさせていただきまして、9月の定例議会におきまして町の町議会あるいは呉市議会で議決をいただくことになろうかと考えております。その議決後、県知事に申請をいただきまして、それから県におきましては12月の定例議会におきまして県議会での議決を得て、国の総務省の方へ届け出をしていただく。総務省の方で御審議いただきまして、翌年の早ければ1月、ひょっとしますと2月ごろには内示、告示がいただけるのではないかと考えております。

それで、告示をいただきましたら合併が正式に効力を発生するわけでございますので、この間、準備期間としまして約6カ月の移行期間を考えているところでございます。この間、新市に向かっていろいろな事務作業を行っていきたいと考えているところでございます。

以上が今後の流れになろうかと考えております。以上です。

小笠原会長 そういうことでございます。

少し詳しくスケジュール説明したわけでございますが、特にそのほか御意見がないようございましたら、お諮りをいたしますが、ただいまの合併の時期については4月1日を適当な時期と考えるということで、今後進めていくということで御承認をいただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件については今申し上げましたようなことで、合併の時期を定めて進めていくということで決定をさせていただきます。

協議第5号の財産及び公の施設の取扱いについてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 3番目の協議第5号財産及び公の施設の取扱いについてでございます。

これに関しますのは、町の庁舎あるいは学校、小・中学校、あるいは町有地などいろいろございます。町の財産及び公の施設の状況につきましては、資料4のページ6ページになろうかと思えますけども、そこにそれぞれ内訳等を書いて、現在、13年度末の見込み状況を書かさせていただいております。基本的に、下蒲刈町が持っておられる財産あるいは公の施設は新市に、呉市ということになりますけれども、引き継いでいくということでございます。この場合、土地建物あるいは財産や負債、権利及び義務も含めてすべて引き継いでいくということになろうかと考えております。

そういうことの中で、調整方針としましては、すべて呉市に引き継ぐものとするということでさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

小笠原会長 ただいまの説明について、御質疑なり御意見があればお願いいたします。

これはもう合併ということについては当然そういうことになるわけで、土地建物、基金、預金等の財産はもちろんですけれども、先ほど説明がちょっとありませんでしたけども、借入金といいますか、債務の方も全部引き継ぐということになるわけでございます。6ページのところにあるような状況でございます。

これについては特に御質疑、御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ないようでしたら、これについてもお諮りをいたしますが、委員の皆様の御承認をいただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、承認をいただけたものと決定をさせていただきます。

続きまして、協議第6号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 4番目の事項としまして、議会の議員の定数及び任期の取扱いということでございます。

議員の皆様におかれましては、町長と協力、苦心しながら、現在の特色あるまち

づくりをつくってこられたものでございます。その中で、取扱いということになりますと、合併特例法第6条、第7条に取扱規定がございまして、定数特例あるいは在任特例などの規定がございまして。

現在の市町の議員の状況でございますけれども、下蒲刈町につきましては法定数12人のうち10人が条例として現在おられます。任期につきましては平成15年4月29日ということになっております。

そこで事務局案としまして提案させていただきますのは、合併特例法の定数特例を採用いたしまして、合併後新たに下蒲刈選挙区を設けまして、増員選挙を実施するものとするということにさせていただきたいと考えております。

以上で事務局提案とします。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして、御質疑なり御意見があればお願いいたします。

急ぐわけではありませんけれども、特に御質疑なり御意見ないようございまして、お諮りをさせていただきますが。

いろいろと説明会を既にされておられるのですか。

竹内副会長 はい。

小笠原会長 そうですか。

御質疑、御意見がないようございしますが、十分、これまで御論議をいただいておりますということでございまして、お諮りをさせていただきますが、本件につきましては、御承認をいただいたものとして決定させていただいてよろしゅうございしますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様の承認をいただけたものと決定させていただきます。

続きまして、協議第7号農業委員会の取扱いについてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 1ページはぐっていただきまして3ページでございますけれども、5番目としまして農業委員会の取扱いということでございます。

これには合併特例法第8条及び農業委員会等に関する法律第3条に取扱規定がございまして、基本的に合併特例法に基づきますと選挙による委員はすべて在任特例、在任できるということになっております。

それで、現在の農業委員会のそれぞれ状況でございますが、呉市は22人のうち選挙で選ばれたのは16人、下蒲刈町につきましては14人のうち選挙で選ばれた方が10人おられます。任期につきましては、それぞれ平成14年7月になっております。ことしの7月が改選期になっております。

それで、一応事務局として調整案でございますけれども、下蒲刈町の農業委員会は呉市農業委員会に統合するものとする。次に、合併特例法の規定によりまして、下蒲刈町農業委員会の選挙による委員は、両市町の長が別に協議して定めた数の者に

限り、呉市農業委員会の委員の残任期間に合わせ引き続き在任するものとするということでございます。ことしの7月が改選期でございますので、次期在任期間といえますと平成17年7月31日までということになるかと考えておるところでございます。

以上でございます。

小笠原会長 ただいまの説明に、御質疑なり御意見があればお願いいたします。

これについては合併特例法の規定によって選択の余地なしに、こういうこととございますんで、数についてを選挙後、ことしの7月の選挙後……。

竹内副会長 選挙のときに、それじゃ。

小笠原会長 はい。選挙をせにゃあいかんです。その後で、選ばれた方の中で全員にするかということで。全員になるのですね。

佐々木事務局次長 その数につきましては、また呉市と下蒲刈の農業人口とか規模もでございますので、別途協議させていただいて、その数、全部10人という形になるのか、農業人口の規模によりまして新たに選んでいただくのかということを決めていただくようになるかと考えております。

竹内副会長 これ、大体事務局の試算ではどういうふうな人数ですか。

佐々木事務局次長 農業人口が、現在は呉市の方は5,554人、町が1,102人でございます。そのうち選挙人名簿の登録数は、ことしの1月1日現在で呉市が3,542人、町が971人ございまして、この農業農家人口あるいは選挙人の名簿登録数で案分等をしますと、約4人程度になるかと考えているところでございます。

竹内副会長 これは何でかね、選挙がこの7月に行われますんで、その前によく今出ておられる方、出ようとする方にもお話し合いをして決めていかんといかんのじゃないかと。今ここですぐ言われて、決めるんじゃないかと、もっと詰めさせていただいて、次回のときでも決めさせていただきたいと。

小笠原会長 はい、わかりました。きょうの提案もですね、やり方はもう合併特例法の規定によってやるんですが、数については両市町が別途協議をしていく。定めた数でいくということになっておりますので、これからきょうで何人が決めるわけではありません。

竹内副会長 今回の選挙は今までのとおりにやらにゃいかんわけでしょう。やらにゃいかんわけですね。

小笠原会長 そうですね。私がさっき言ったのもその点なんですよ。

中田委員 だから、次は17年にするということでしょう。農業委員会……。

小笠原会長 3年任期ですから。今度の7月に選挙をされた人は17年7月。

竹内副会長 それまでは任期があるんでしょう。

中田委員 だから、14年7月に任期が来ますよね、現在の人。そうすると、ここで選挙をするんですから、それからずっと3年間ありますから、17年7月までは任期があるわけ。だから、その定数をするということはそれから決めると。それまでの間に決めりゃあええと、こういうことになるんじゃないのか。

佐々木事務局次長 そういうことではございません。また違っておりまして。ことしの7月に選挙がございまして、14人、そのうち10人選んでいただくわけですね。

ども、来年の4月1日には合併しますので、10名のうち何人かを人数選んでいただいて、呉市の農業委員会の委員となります。それで、その分の残任期間が17年7月31日になるということです。だから、合併と同時に選挙で選ばれた方を、委員の数を再度協議し、そのときに選んでいただくということになるかと。

中田委員 再度協議するということは、またそのとき選挙をするということか。

船田信義委員 そうしますと、例えば先ほど説明がありましたように、臨時的にやるという人があると、下蒲刈町は4名ぐらいになると、こういうことですよ。再度選挙をすると。

佐々木事務局次長 町の農業委員会の中で互選をしてもらおうという形になるかと思いますが。

船田信義委員 そうですね。だから、一応この7月に選挙が、下蒲刈が10人なら10人だということになれば、今度4月1日に合併すれば、新たに4人なら4人だということになる。その4人が新しく出て、今度17年までは任期があると。そういう解釈でいいんですね。

佐々木事務局次長 はい、そうでございます。

船田信義委員 わかりました。

小笠原会長 どうも整理をしていただいて済いません。

竹内副会長 10人を4人にせにゃいかんよ。だから、話し合いをせにゃいかんよ。

小笠原会長 そこを初めからちょっと整理をして、4人を前提にちょっともう一遍きちっと説明してください。

佐々木事務局次長 はい、わかりました。

小笠原会長 4人はあくまでも一応の前提として。

佐々木事務局次長 はい。ことしの14年7月に選挙していただきまして、10人、農業委員を選んでいただきます。それで、来年の4月1日には、10人のうち約4人ほど町の農業委員会の方で互選をいただきまして、4月1日以降は4人の代表を選んでいただくと。その方が呉市の農業委員の残任期間ということになりますので、平成17年7月31日までの任期にこの4人の方が選挙で選ばれた委員として残っていただくということでございます。

以上でございます。

竹内副会長 任期が残任期間になる。だから、4月には4人にならにゃいかんということですから。

中田委員 そんなら、来年の4月には4人にするということじゃろ。

小笠原会長 そうです。

中田委員 それ、4人にするのに選挙で選ばれた、選挙で選ばれた委員を4人に絞るのに勝手に話し合いでやりますというわけにはいかんから。来年の4月なら4月にやっぱり選挙をせにゃあいかんということに法律上はなってくるんじゃないの。農業委員が、選挙をして選んだ者を勝手に10人を4人にして、こんなとこんなにしちまうというわけにはいかんだろう。法律上どうなのよ。

佐々木事務局次長 農業委員会法に、今特にその定めはございませんので、町の農業委員会の方で協議をしまして、内部で選挙されるか、あるいは話し合いの中で

互選されて4人を選んでいただくという形になるかと考えております。

小笠原会長 そこが定めがないのではなくて、今まで国の指導で農林省ですよ、所管局は。合併の際にそういう定数の調整をするときは、選挙で選ばれた農業委員であっても農業委員会の中で協議をして定めるということですと進めてきたと。

中田委員 今、特に決めとらんと。

小笠原会長 それがあるんですよ、根拠が。ありますよ。

佐々木事務局次長 もう少し事務局の方で調べさせて下さい。

中田委員 検討してください。

佐々木事務局次長 ええ、ぜひそうしたいと。

竹内副会長 それは職員さんの方でやってもらわんと、私の方も話の進めようがないですよ。問題になりますよ、選挙で選ばれた者を外すという。大変なことになったら困ると思うからね。

佐々木事務局次長 はい。市の農業委員会、あるいは県、国の方に確認しまして、再度御提出させていただきます。

竹内副会長 早くやってくださいよ。

佐々木事務局次長 はい、わかりました。

竹内副会長 7月に選挙が行われますんで、うちの方大体農業委員、現在なっている人は話し合いを知らんのじゃから。

議会で決めて定数を減員に決めるわけにいかんのでしょうか。これも1つ研究しとってください。

小笠原会長 初めから。

竹内副会長 ええ、初めから、例えば6月に定例議会がありますんで、その定例議会で改定できんのでしょうかね。それだったら一番困難がなくてやりやすいわね。それもあわせて勉強してください。

佐々木事務局次長 いま少し研究させていただきたいと思います。

小笠原会長 それでは、この件につきましては今いろいろ御質疑が出ましたので、調整方針のところはきょうは保留にしまして次回に協議をさせていただくということで、進めさせていただきたいと思います。

それでは、今宿題になりました件、事務局の方でしっかりちゃんと裏づけをしておいてください。

佐々木事務局次長 はい、わかりました。

小笠原会長 それでは次に、協議第8号の地方税の取扱いについてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 6番目の地方税の取扱いでございますけども、資料の別紙のページ10ページを開いていただければと思います。

ここに地方税ということで町民税あるいは固定資産税、軽自動車税、たばこ税あるいは土地保有税、都市計画税等々の税目があり、呉市及び下蒲刈町の比較がなされていると思います。この中で、違いますのは、税目とか税率、あるいは納期とか手数料などに違いがございます。それで、事務局案とは違いがございますけども、

現在の課税の状況は表に書いてあるとおりでございます。基本的に、均等割につきましては、下蒲刈町におきましては2,000円で、呉市は2,500円でございます。法人税割につきましては、下蒲刈町は12.3%で、呉市は14.7%となっております。固定資産税につきましても、下蒲刈町は1.4%、呉市は1.5%となっております。都市計画税につきましては、下蒲刈町は都市計画未決定でございまして、課税もありません。呉市につきましては0.2%の課税をしているところでございます。その他、納期とか手数料等も多少違うところでございます。

それで、事務局案としまして、右に書いてありますけども、地方税は呉市の制度に統一するというところでございます。ただし、両市町で税率の異なるものにつきましては、合併特例法第10条の規定を適用しまして、合併する日が属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一課税を実施するというところで、提案させていただければと思っております。具体的には5年間、5年ということになりますと、2,000円、今の住民税均等割が2,000円が5年間続くということでございます。6年目に、呉市の2,500円になるということでございます。

以上、事務局案として提案させていただいたところでございます。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして、何か御質疑なり御意見がありましたらお願いいたします。

どうですか、御意見、御質疑ありませんか。

いろいろ御検討いただいておりますのでございますが、合併特例法によって5年間だけは不均一課税、違いあってもいいと。だけど、5年を過ぎたら同一にしなければいけないということになっておりますので、固定資産税及び都市計画税については呉市の方が高いですから、総合して高いですから高く今後税を納めていただくということになりますけれども、これについては一方で下水道の整備あるいは上水道の整備とかが関係いたしまして、その料金をどうするかという問題も絡んでまいります。そういうことを総合して、御判断をいただかなきゃいけないわけなんです。一挙に上げるというのは町民の方々の御負担が急増いたしますので、法律どおり5年間で調整をしていくという考え方にいたしておるわけでございます。

船田信義委員 今の説明がございましたように、一挙に上げるということじゃなくて、5年間の間を一応いろいろ勉強していただいて、ここに書いてありますように、両市町の長がいろいろ協議をして、そこらあたりを決定するんだということなので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

船田孝敏委員 ちょっとよろしいでしょうか。5年間は不均一課税を実施するというところでございますけれども、都市計画税ですね、これは5年後、下蒲刈町の問題はどうなるんですか。

佐々木事務局次長 都市計画税でございますけども、今のところ、現行のまま都市計画決定をするようには考えておりませんので、このまま課税なしの状態になるうかと考えます。

船田孝敏委員 そうすると、将来的にもないということでございますか。

佐々木事務局次長 新たな都市計画事業を、計画が団地造成とかという総合的な計画をすることになりましたら、やはり都市計画の線引きをしなくてはなりません

ので、その時点で再度検討させていただくということになるかと思えます。

赤松委員 今回の説明でいけば、都市計画税というと都市計画決定をしないと課税をされないということなので、都市計画決定がされない現状がずっと続けば、都市計画税は要らないと。将来的にいつの時点か、するかしないかもわかりませんが、都市計画決定がされると。そういうふうな理解でいいですね。

佐々木事務局次長 呉市におきまして、以前から都市計画決定で線引きをしておりますけれども、調整区域につきましては都市計画税は課税をしていませんので、そういう状況になるか。下蒲刈町につきましては線引きがされるまでの間は今の状態が続くということでございます。

川崎委員 関連で申し上げますと、呉市の場合は都市計画決定をしたところが公共下水道が入っているという状況でございますので、今から建設計画を立てていかないといけないので、その辺で公共下水道を今から整備していくということになれば、都市計画決定が必要かというように思います。ただ、その場合には、先ほど例がありました下水道料金がかなり違いますので、呉市に合わすと極端に下がってくるという、どちらで負担するかという話になるかと思えますが、そういう建設計画いかんによるのではなからうかと、こういうふうに思います。

佐々木事務局次長 ただ、下蒲刈町におきましては、下水道事業は公共下水道じゃなくて農業集落の排水事業あるいは漁業集落排水事業で既に整備されておりますので、新たな都市計画決定するような要件には、ちょっと今のところないのではないかと考えているところでございます。

小笠原会長 そのほか、何かございますか。

本当に、下水道関係についてはかなり整備されとりますんで、そのために都市計画決定という余地は余りないのではないかと。

竹内副会長 ないと思いますね。100%ですから。

小笠原会長 また後、今度、新市建設計画をつくった段階で都市計画決定をせなきゃいかんような大きな事業があるかどうかということもありますけどね。基本的にはそういった今までどおりの形でいくのであれば、都市計画税の問題はないということですよ。

それでは、協議第8号でございますが、地方税の取扱いについては基本的に呉市の税制度に合わせていただくわけでございますが、合併特例法の規定によって5年間調整の不均一課税の時期を置くということで進めていくということについて、皆様方の御承認をいただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、本件については委員の皆様の御承認をいただけたものと決定をさせていただきます。

続きまして、協議第9号一般職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 資料1のページ2に、合併特例法第9条に職員の身分の取扱いという規定がございまして、基本的に町の一般職の職員は失職するわけですが、引き続き新市の職員として身分保証されるとございます。

それで、今の両市町の職員の状況は、呉市の場合、水道・交通等の企業会計の職員含めまして約2,500人ほど、町におきましては公立下蒲刈病院を運営されておりますので、医師、看護婦等がございまして、約115人程度となっております。

それで、事務局としての調整案でございますけども、下蒲刈町の定数内の職員はすべて呉市の職員として引き継ぐものとする。ただし、職員の任免、給与その他身分の取扱いにつきましては、呉市の職員と不均衡が生じないよう同等に取り扱うものとし、その細目は両市町の長が別に協議して定めるということでございます。このようにさせていただくということで提案させていただきます。

以上でございます。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして、御質疑なり御意見があればお願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、今説明がありましたように、下蒲刈町の定数内の職員はすべて呉市の職員として引き継ぐ、これはもう法律で決まっておりますので、当然のことは確認をいただくということになりますが、給与その他いろいろの点については公正に取り計らうという観点で、今後、両市町の長が別に協議をするということで、御承認をいただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、今申し上げましたことで委員の皆様の御承認をいただけたものとして決定させていただきます。

続きまして、協議第10号の特別職の身分の取扱いについてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 1ページはぐっていただきまして4ページでございますけども、8番目としまして、特別職の身分の取扱いということであります。

内容のところちょっと一部ミスプリがございまして、「行政委員会、審議会委員」のところにちょっと「て」ということになってはいますが、そこは「審議会委員など）について」でございまして、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

特別職につきましては、合併特例法には特に取扱規定はございません。合併に伴って特別職は基本的に失職するということになっているものでございます。ただし、町長におかれましては、先ほど議員のところでも言いましたように、現在のまちづ

くりを特色あるまちづくりをずっと形成されてこられたということで、町の発展に尽くされたということは経緯がございます。それがございますので、今後その取扱いにつきましては両市町の長で協議するという必要があるかと考えているところでもあります。

事務局案としての調整方針でございますけども、下蒲刈町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとするということで、提案させていただきたいと考えております。

以上でございます。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして、御質疑なり御意見があればお願いいたします。

今後協議をして定めるということで、きょうは御承認をいただければと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましても、委員の皆様の御承認をいただけたものとして決定をさせていただきます。

続きまして、協議第11号行政組織機構の取扱いについてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 9番目の行政組織機構の取扱いということでございまして、資料6、7、ページ数で言いますと11ページから13ページに、呉市の行政機構図、それと下蒲刈町の行政機構図等をご載せていただいております。呉市は50課ありまして、下蒲刈町につきましては12課があるということでございます。

それで、合併後の下蒲刈町役場の位置づけや組織体制、あり方等を決めていく必要がございまして、事務局としましては合併に伴いまして下蒲刈町役場は地方自治法上の支所とするということでございます。ただし、支所の組織につきましては、住民生活に急激な変化を来すことがないように配慮しまして、段階的に改編、見直しを図っていくということでございます。それと同時に、下蒲刈町が運営されている附属機関は廃止しますが、合併後の附属機関のあり方につきましては必要に応じ下蒲刈町と協議をしていきたいということでございます。

事務局案としての提案は以上でございます。

小笠原会長 ただいまの説明について、御質疑なり御意見があればお願いいたします。

これについては特に御質疑、御意見がないようでございます。ただいま申し上げましたように、今後協議をしていくことがたくさんございますが、基本的には役場としてはなくなって、地方自治法上の呉市の支所という位置づけにさせていただくことになるわけでございますが、これについて委員の皆様の御承認をいただけたものとしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては委員の皆様の御承認をいただけたものとして決定させていただきます。

続きまして、協議第12号一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 10番目の一部事務組合等の取扱いということでございまして、これは内容のところに書いてありますように、呉市も呉広域行政事務組合、1市12町で構成してありまして、あるいは協議会ということで、1市12町で呉地方拠点都市推進協議会というので下蒲刈町が入っておられますけども、合併に伴いまして、基本的に町の法人格が消滅しますので、この一部事務組合等につきましては合併に伴って脱退していただくようになろうかと考えております。しかし、下蒲刈町が独自に一部事務組合を結成しておられます安芸南部衛生組合という、し尿、ごみの処理を隣の蒲刈町と共同で行っておられる組合がございます。これにつきましてはの取扱いを協議していく必要がありますけども、事務局案としましては、下蒲刈町が加入している一部事務組合及び法定協議会につきましては、合併の日の前日をもって脱退をしていただく。ただし、安芸南部衛生組合につきましては呉市が下蒲刈町の地位を継承する方向で検討するというのでございまして、具体的には呉市と蒲刈町で協議をしてその方向性を出していくということでございます。

以上で提案します。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして、御質疑なり御意見があればお願いいたします。

これも特に御異議ないと思いますので、お諮りをいたしますが、本件につきましては、委員の皆様の御承認をいただいたものとして決定させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、協議第13号使用料・手数料等の取扱いについてを議題といたします。事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 では、11番目の使用料・手数料等の取扱いについてでございます。

これは戸籍、住民票等あるいは印鑑証明等の各証明書にかかわる手数料、あるいは各文化・スポーツ施設などの使用料、あるいは先ほどから出ております水道料金とか下水道使用料などでございまして、これはやはり合併に伴いまして住民に影響がかなりございますので、これをあらかじめ調整していく方針を決めていく必要があるかと考えております。

そこで呉市、下蒲刈町の状況でございますけども、戸籍、住民票等の交付手数料にはほとんど違いがございません。同じでございます。文化・公民館あるいは美術館等の文化施設、あるいは町民グラウンドとか町民体育館、あるいは町民プールなどのスポーツ施設などの施設使用料につきましては、それぞれ建設の経緯もございますので、ほとんどに違いがございます。それと同時に、水道料金あるいは集落排水事業に伴います下水道使用料については基本的な違いがあるものでございます。

そこで事務局案としましては、手数料は呉市の制度に統一させていただく。使用料につきましても、合併に伴いまして呉市の制度に統一させていただく。ただし、コミュニティー施設、あるいは保健・福祉、あるいは文化・スポーツ関係等の施設使用料につきましては現行のとおりとさせていただきたいと考えております。

次に、水道料金、下水道の使用料につきましては、今後、公平性の観点から呉市の基準をもとに段階的に調整を図っていかさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、事務局案として提案させていただきます。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして、御質疑なり御意見があればお願いいたします。

中田委員 これあの、下水道料金については、さっきの都市計画税との関係が出てくるんじゃないですか、これは。下水道、都市計画を実施したら都計が入るんじゃないかと。そうでなかったら入らんのかなと、このような御説明があったように思うが、そののとこどうかな。そうすると、年限を区切らにゃいけんようになってくるんじゃないかな。

川崎委員 下水道事業の場合は事業の主体が違いますので、下蒲刈町については既に100%集落でやられておりますので、都市計画決定する必要がないですね。したがって、都市計画税との関係はないと。今後、大きな開発をしてやっていく場合にどうかということだけでございますので。

赤松委員 制度的に申しますと、下蒲刈で現在処理をされることになっておりますのは、いわゆる下水道法上の下水道ではないと。農業集落排水と漁集でございますので、そういう意味では、委員御指摘の下水道としての統一というのは、制度上はそこでは都市計画税への観点も含め求められないということですね。川崎委員からありましたように、今後、大規模開発があって、下水道法上の下水道がさらに必要になってくるとすれば、それはその段階でまた考えないといけないような問題になるうかと。

佐々木事務局次長 再度、事務局から。今さっきも言いましたように、公共下水道は国土交通省の事業でございます。集落排水事業は農林水産省、農林水産省の補助事業でやってる事業でございます。基本的に事業の形態が違います。それで、呉市は公共下水道をやっておりますので、基本的に違います。それで、過去のいろんな全国的な各市町の合併に伴って、一つの市で公共下水道と集落排水事業をやっておられるところもございます。それぞれ事業の組み方も別事業でやっておられますし、料金に関しても、料金体系に関しましても別料金でやっておられるところがほとんどでございます。

ただし、今さっき提案させていただきましたのは、やはり料金の違いはございますので、その辺の格差をどのようにしていくかということ、今後、財政上のこともございますので、調整の段階で図っていければ、格差を少しでも縮めるような形でできればということで、協議をさせていただくということで、提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

中田委員 それで、まず合併をすると、施設全部は呉市がもらう。すると下水道事業も一本化してこにゃいかんですね。すると、今の事業形態が違うから片方は下水道料金が非常に高いが、呉市は安いと。それで、一本化するのにどういうふうな見通しを立ててやるのか。事業形態が違うんですよと言うんなら、引き取ることもできんが、どうせ下水道事業として一本化してやらないけんようになるんですから、そういった先の見通しを早急に呉市は立てると。都市計画の場合はないんじゃないからいいけど。そういう点の見通しはどうか。

竹内副会長 それは税金を特例法に基づいて5年間で調整するんですから、下水道等についても5年間で調整をしたいと、お願いをします。

小笠原会長 今、竹内町長の方からお話があったように、当然、呉市になったんだからというお気持ちは十分私も受けておりますし、公平の観点からいうとそういう議論が、またお気持ちも十分わかるわけですね。

ただ、さっき説明がありましたように、今までの経緯を、ずっと全国であちこちで合併したときの経緯を調べてみますと、同じ市の中でも公共下水道でやったところと農業集落排水、漁業集落排水でやってきたところはやっぱり制度が違うんで、別の料金を同じ市の中で、同じ自治体の中でずっと永久にやるところもある。それはもうやはり小単位で企業会計ではなくてやっておる農業集落排水のようなのをあわせるということがいいかどうかという議論があるもんですから、そのところは十分両首長で今後協議をして詰めていきたいというふうに思っておるわけです。

中田委員 了解。

小笠原会長 それでは、きょうのところは基本的にはそこに書いてありますとおりで、もう繰り返しません。今後調整を要するところは水道料金、下水道料金の使用料というところでございまして、ほかのところは統一をさせていただくと。現在の現行どおりで進めるという、使用料等もはっきり決めておるわけでございますが、ということで進めていく、決めていくということについて、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、協議第13号についても委員の皆様の御承認をいただいたものとして決定をさせていただきます。

続きまして、協議第14号公共的団体等の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明を願います。

佐々木事務局次長 12番目の公共的団体等の取扱いでございます。

これは地方自治法第157条に規定されております公共的団体等でございます。法律の定めがありますような社会福祉協議会、農協あるいは漁業協同組合あるいは商工会等でございますし、それ以外に女性会あるいは老人クラブ等の任意の団体もございます。それで、これは合併特例法16条に規定されておまして、合併に伴って一体性の速やかな確立に資するための統合整備に努めなければならないとあります。

それで、事務局としては、公共的団体等につきましては、合併後、一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの自主性を尊重しながら下記のとおり調整に努めていきたいと考えております。

1番目としまして、両市町に共通している団体は合併時に統合するよう調整に努める。2番目としまして、独自の目的を持った団体は自主的な判断にゆだねる。3番目としまして、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整を進めていくということで、以上の3点を踏まえながら、今後統合に向けた調整を図っていきたいと考えているところでございます。

以上で提案させていただきます。

小笠原会長 この件につきまして、御質疑なり御意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 よろしゅうございますか。

調整に努めるということでございまして、今後に残されておる問題でございますが、きょうのところはこういふことで決定させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきましても、調整方針どおりの皆様の御承認をいただけたものとして決定させていただきます。

続きまして、協議第15号の各種団体への補助金・交付金等の取扱いについてを議題といたします。

本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 1ページはぐっていただきまして6ページでございますけども、13番目としまして、各種団体への補助金・交付金等の取扱いでございます。

先ほどの各公共的団体等の取扱いとの兼ね合いもございますけども、それぞれ各団体には補助金を出し、あるいは交付金を出しているところでございます。それで、今後いろいろな事情、状況とか経緯とかの事情がございますので、それらを判断して取扱いについて検討していく必要がございます。

それで、事務局としましては、事務局案として各種団体等に交付している補助金

等につきましては合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、それぞれ過去の経緯や実情を尊重しながら、下記のとおり調整に努めていきたいと考えております。

1 番目としましては、両市町における同一または同種の補助金等につきましては、合併時に統合するよう調整を図っていききたいと考えております。

2 番目としましては、両市町独自の補助金等につきましては従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整を図っていききたいということでございます。

以上、事務局案で提案させていただきます。

小笠原会長 本件につきまして、御質疑なり御意見があればお願いいたします。

これもお読みいただきましたように、今後の調整の方針ということでございまして、具体的な項目について明らかにしておるわけではございませんので、あくまでも抽象的な方針ということで御承認をいただければありがたいと思いますが、そういうことでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましても、委員の皆様の御承認をいただいたものとして決定させていただきます。

続きまして、協議第16号町字名の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

佐々木事務局次長 14番目の町字名の取扱いについてでございます。

町名及び字名は、地域の歴史や文化がしみ込んだ住民に大変愛着が深いものでございまして、町の意向を尊重しながら決めていくことが大切でございます。

それで、事務局案としましては、下蒲刈町の町字名につきましては下蒲刈町の意向を尊重して決めていきたいということでございます。

以上、事務局案でございます。

小笠原会長 以上のとおりでございますが、これについては御承認いただいたものとしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、委員の皆様の御承認いただいたものと決定させていただきます。

続きまして、協議第17号慣行の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

佐々木事務局次長 15番目の慣行の取扱いについてでございます。

各種慣行につきましては、地域の伝統文化と結びついたものでございまして、今後、新市の一体性を確保するという観点からは統一することが望ましいことござ

いますけども、やはり町独自の事業等もございまして、それらはそのまま実施していくことも検討しながら決めていく必要があるかと考えております。

そうしまして、事務局案としましては、成人式及び消防出初め式は呉市の制度に統一していきたいと考えて、市全体でする事業につきましては統一していきたいと考えております。ただし、町単位で開催されます各種事業についてはそのまま実施していくということになろうかと考えております。

以上で事務局案を提案させていただきます。

小笠原会長 調整方針としては、成人式及び消防出初め式は呉市の制度に統一をするということになっておられるわけですが、これについて、御質疑なり御意見がありましたらお願いいたします。

参考までに、今まで下蒲刈町は成人式の事業はその日にやっておられたんです。

竹内副会長 いえいえ、うちは8月にやっています。

小笠原会長 8月に、8月にやっていたんですか。実は呉市の天応地区では、成人式の日で地元で笹酒まつりという祭りをやりまして、それでそこで成人の人が皆参加して、その祭りが終わった後の成人の方だけのお祝いの簡単な行事をやって、その後、呉市の文化ホールへ集まるというふうになっておるんで、地区で成人、地区だけでやりたいというのは、そういう前後におやりになるとかというのは当然あり得ると思うんですね。

8月というのは、やっぱり盆で皆さん帰ってこられるというようなことが多いから。

竹内副会長 そうですね。現在でも美術館でやりますがね。私どもがつくっております施設を全部見ていただいてという、それ簡単にやってお祝いをするという。ごく簡単なもんですがね。

小笠原会長 基本的にそれぞれの行事は尊重していくということでございまして、この件については御承認いただけたものとして決定してよろしゅうございましてか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、決定させていただきます。

最後になりますが、協議第18号新市建設計画についてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 あと、協議事項7ページ、8ページにつきましては、次回以降の協議とさせていただきますして、9ページを開いていただきまして、17番目としまして新市の建設計画という中での協議事項でございます。

これにつきましては、合併特例法の第5条に規定されておりまして、市町の合併に際しましては、住民に合併後のまちづくりに関するビジョンを示すということが大切でございまして、この合併に伴って建設計画を策定するということになっております。

別紙資料8をごらんいただきたいと思います。

現在、呉市・下蒲刈町の合併建設計画素案ということで、一応たたき台ということで作っております。これを提案させていただくということになるかと思えます。これにつきましては、具体的な事業はまだのっております。今後、やはり合併後に下蒲刈町の住民に呉市と合併してよかったと言えるようなまちづくりを進めていくことが大切でございます。この計画の方針をつくらせていただいております。

具体的なそれぞれの案につきましては、現在、下蒲刈町、呉市で協議しておりますけれども、実際にまだ県とも協議をしながら具体的な事業を決めていくことになるかと考えております。また、この建設計画につきましては、御存じのようにいろいろな財政的な支援措置も講じられることになっておりますので、そのあたりをいろいろ取り込みながら、具体的な事業を決めていただくように考えているところでございます。

中身としましては、1ページはぐっていただきまして、1ページ目に、計画策定の方針というのがございます。基本的に下蒲刈町につきましては、御存じのように、「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づくまちづくりを進めておられますので、この辺の基本方針と呉市の第3次の総合計画を踏まえまして、新しいまちづくりをつくっていくことになるかと考えております。

この計画の構成につきましては、2番目に書いてありますように、計画策定の方針、2番目に呉市・下蒲刈町の概況、3番目に合併の必要性和効果、4番目にまちづくりの基本方針、5番目にまちづくり計画、6番目に公共施設等の統合整備、7番目に財政計画というようなたてりの中で、順次これを更正して中身を詰めていきたいと考えているところでございます。この建設計画の計画の期間でございますが、平成15年度から平成24年度までの10カ年計画でこの建設計画を策定していきたいと考えているところでございます。

1ページはぐっていただきまして2ページ目でございますけれども、呉市・下蒲刈町の概況ということで、呉市・下蒲刈町の今の現況を載せさせていただいておるところでございます。

もう1ページはぐっていただきまして3ページ目でございますけれども、これは呉市・下蒲刈町の歴史ということで、町の起こりを、状況をここで書かせていただいているところでございます。

4ページ目でございますけれども、呉市と下蒲刈町の結びつきということで、前から呉の広域行政事務組合の構成メンバーとして長いつながりがございます。とともに、同じ呉地域ということで国のいろいろな行政機関あるいは土木事務所、警察署の管轄管内、あるいは社会保険事務所等も同じ管内でございますし、選挙区も同じ、衆議院議員の選挙区なども同じでございます。その他、広島県が定めております地域指定区分におきましても、ちょうどこれはエリアとして同じでございます。その結びつきが、呉市と下蒲刈町の結びつきが強いということでございまして、特にまた平成12年1月には安芸灘大橋が開通しまして、さらに住民の利便性も向上しまして、呉市との結びつきが強くなったものでございます。

もう1ページはぐっていただきまして5ページ目でございますけれども、下蒲刈町

のまちづくりの特徴としまして、御存じのように、先ほど言いましたけども、町では、「文化と歴史の掘り起こし」あるいは「ガーデンアイランド構想」に基づくまちづくりを基本に進めておられまして、三之瀬地区にいろいろな松濤園をはじめ、蘭島閣美術館などいろんな施設を整備されてきておられます。本当に特徴あるまちづくりを進められているということでございまして、今後とも、安芸灘大橋開通によりまして安芸灘諸島の玄関口として、また瀬戸内の文化の拠点として特色あるまちづくりをされているということの例でありまして、その特色を書かさせていただいておるところでございます。

それと、1ページはぐっていただきまして6ページ目でございますけども、合併の必要性和効果ということで、常に通勤通学、医療なども含めまして、常に呉市と同じような生活圏にございまして、同じようなまちづくり、既に一体化しているという状況を示させていただいております。

7ページも同じように書かせていただいております。

それと、8ページでございますけども、合併の効果ということでここに載せていただいております。一応1番目としまして、今後、合併に伴いまして広い視野でのまちづくり施策展開ができる。あるいは地方が進めてる個性的な地域づくりがますます進むということでございます。中身につくまは、そこに書いてあるとおりでございます、さらに魅力あるまちづくりが進んでいきます。実現できるということでございます。

2番目としまして、各種サービスの充実及び住民の利便性の向上というところでございます、町におかれましていろいろな福祉・保健、いろいろなサービスを行っておられますけども、やはり呉市の方もいろいろなサービスを持っておりますので、両方あわせまして窓口サービスが充実する。あるいは、それぞれ持っておられる両市町の公共施設のサービスが、皆さん広く利用できるようになるということでございます。それと同時に、今後、呉市と同じ、同様でございますけども、少子・高齢化も進んでまいりますので、そのためにも福祉あるいは保健施設等の整備もしていくことになろうかと考えておりますし、文化施設あるいはスポーツ施設なども整備が進んでいくのではないかと考えております。

3番目に、町内道路網などの生活インフラの整備促進ということでございまして、各種インフラ整備が一緒になることによって、それだけ促進されるということでございます。

次、1ページはぐっていただきまして9ページでございますけども、4番目としまして消防救急防災体制の強化が図られるということでございます。現在、下蒲刈町におきましては常備消防の施設はございませんけども、今後、消防救急に関しましても呉市の消防署等と連携しながらその消防救急体制、新たな防災体制も整備、充実がされていくと考えているところでございます。

それと、5番目としましては、今後、両市町の一層の発展ということで、合併することによりまして住民の方、合併してよかったと言えるようなまちづくりをどんどんしていかなければならないということでございまして、そのような形になっていくというように考えております。

ということで、次の10ページ目でございます。4番目として、まちづくりの基本方針ということでございまして、ここでは合併に伴いまして基本的にどのようなまちづくりを進めていくかということでございます。その基本となる指針といえますか、方向性をここで明らかにしておるところでございます。

それで、中四国地域における瀬戸内海洋拠点都市の役割を担う個性豊かな地域として発展をしていくエリアだということでございまして、合併によりまして両市町の一体的な地域振興をさらに図っていくということでございます。その中で、下蒲刈町における役割としまして四角の中に書いておりますけども、安芸灘諸島の玄関口に当たる地域ということでございまして、本地域の行政機能の充実や、あるいは医療・保健などのサブ拠点の役割を担うということが期待されておりました、具体的には1番目としましては、瀬戸内海の文化・芸術拠点のまちづくりを進めていきたい。2番目としましては、安芸灘地域の玄関口及び医療・保健サブ拠点のまちづくりを進めていきたい。3番目としましては、瀬戸内の豊かな自然環境と生活環境の調和、魅力ある住宅エリアのまちづくりを進めていきたいということで、一応3つの大きな視点で合併後のまちづくりを進めていきたいということで、案をつくって提案させていただいております。

あと、1ページはぐっていただきまして11ページでございますけども、今後、まだ具体的な事業につきましては、先ほど言いましたように、今両市町で協議をしておりますし、県とも協議を進めておりますので、その他ではその現下の流れということをしっかり説明させていただきまして、今後、具体的な内容につきましては次回後の協議会において素案として提案させていただくことを考えております。

以上で合併に伴います建設計画、まちづくりのビジョンにつきましてその概要を説明させていただいたところでございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして、何か御意見なり御質疑がございましたらお願いいたします。

今、でも素案ということでございまして、これからたたき台ということでございますので、きょうのところはこれで御承認いただければ幸いです。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、今後引き続き協議をしていくものとして決めさせていただきます。

以上で協議事項は終わりますが、その他何か御意見等ございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、この辺できょうの会議を終わらせていただきたいと思います。と思いますが、まず早朝から皆さん方には長時間にわたって御審議を賜りまして、また熱心にいろいろな御意見等も賜りまして厚く御礼を申し上げます。

協議事項につきましては極めて重要な事項ばかりでございますが、農業委員会の取扱いの項目は保留にさせていただきましたけれども、そのほかの事項については原案どおり決めさせていただきましたことにつきまして、皆様方の御協力、心から感謝を申し上げたいと思います。

今後、さらに残された課題もたくさんありますし、また皆様方に御苦勞をおかけいたしますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

閉会に当たりまして、議長から一言。

岩原委員 一言、お願いとごあいさつを申し上げます。

本当にお忙しい時期にもかかわらず、今回でもう本当に法定協2回目ということで、基本項目につきまして非常に前向きに御議論をいただきまして、さらに検討、協議するという項目ももちろんございますし、さらには両市長・町長において別途協議、決定するというところまで行きました。

今後につきましては、さらにもう第3回目の日程も決まっておるようでございまして、極めて順調なこと、本当にうれしく思います。さらに、本日最後の項目になりました、いよいよ新しい市の建設計画に向かって、今、早口ではあったんですが、基本的な方針も仕上がりました。この新しい市の建設計画に向かって、次回、そして来るべきゴールに向かって各自進むことを祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

本日はどうも御苦勞さまでございました。

小笠原会長 それでは、次の第3回の協議会のことについてお諮りをしたいんですが、いろいろ皆様方の御都合等もお聞きしました結果、連休等もございまして、5月は5月23日木曜日、午後1時30分から、次は下蒲刈町において開催をさせていただきたいというふうに存じておりますが、そういうことでひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これをもちまして第2回呉市・下蒲刈町合併協議会を閉会といたします。

どうも皆さん、きょうは御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

午前 11 時 27 分 閉 会

以上、第 2 回呉市・下蒲刈町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

呉市・下蒲刈町合併協議会会長 小笠原 臣 也

呉市・下蒲刈町合併協議会委員 岩 原 椋

呉市・下蒲刈町合併協議会委員 花 浦 照 広

午前 11 時 27 分 閉 会

以上、第 2 回呉市・下蒲刈町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

呉市・下蒲刈町合併協議会会長

呉市・下蒲刈町合併協議会委員

呉市・下蒲刈町合併協議会委員